

③ 足場の点検には2種類ある

— 安衛則改正のポイントと足場に関する2つの点検制度 —

令和5年3月14日の安衛則の改正のポイントは、「一側足場の使用範囲を明確化すること」と「足場の点検には点検者を指名し、その氏名を記録・保存すること」の2点です。

前者の一側足場とは、木造家屋等低層住宅建築現場のような敷地が十分に確保できない場所で主に使用されている建地が片方だけの一列の足場のことですが、今回の改正でこれの使用範囲を限定し、建地が2列ある本足場の使用を原則とするとしたものです。

また、後者の改正は、本マニュアルと関係するものですが、足場の点検時には点検者を指名することが必要になったことと、足場の組立て等の後の点検では点検者の氏名の記録・保存が必要になったというものです。

ところで、後者の改正に関して、足場の点検時には点検者を指名するとありますが、この足場の点検には2種類あり、その点検内容も異なりますので注意が必要です。この2種類の点検について説明します。

安衛則では、事業者は、悪天候や地震の後又は足場の組立て、一部解体・変更の後等に足場全体の点検を行うこと（第567条第2項、以下「第2項の点検」又は「組立後点検」という。）とともに、足場における作業を行うときは、その日の作業を行う箇所の手すりなどの「足場用墜落防止設備」の取り外しや脱落の有無について点検すること（第567条第1項、以下「第1項の点検」又は「作業開始前点検」と呼びます。）が義務付けられています。

いずれの点検も点検者を指名して点検することが必要で、異常があった場合は直ちに補修しなければなりません。第2項の点検はその結果、及び点検者の氏名を記録し、保存しなければなりません。

なお、悪天候や地震の後又は足場の組立て、一部解体・変更の後等において、足場における作業を開始する前には、足場全体に関して、建設業の仕事を自ら行う注文者（元請のこと）も「第2項の点検」と同様の点検を実施し、その結果及び点検者の氏名を記録し、保存しなければなりません（第655条）。

次に、それぞれの点検の内容について説明します。

⑤ 手すり先行システム足場の組立・点検基準

足場の組立て後等を実施しなければならない点検項目は、「3 足場の点検には2種類ある」において述べているとおり、安衛則第567条及び第655条に規定されています。どちらの条文にも同じ9つの点検項目が示されていますが、第567条では当該足場を使用して作業を行う全ての事業者（例えば、左官業や電気工事業等の業者。）が点検を実施することが義務付けられています。

一方、第655条では請負人の労働者に当該足場を使用させる注文者（元方事業者等）に点検の実施が義務付けられています。

なお、どちらの点検も令和5年10月1日付で施行された改正安衛則により、点検者の指名及び点検者の指名の記録があらたに義務付けられていることに注意が必要です。

以下に、それぞれの足場の点検項目及び各項目の点検の基準についてまとめています。

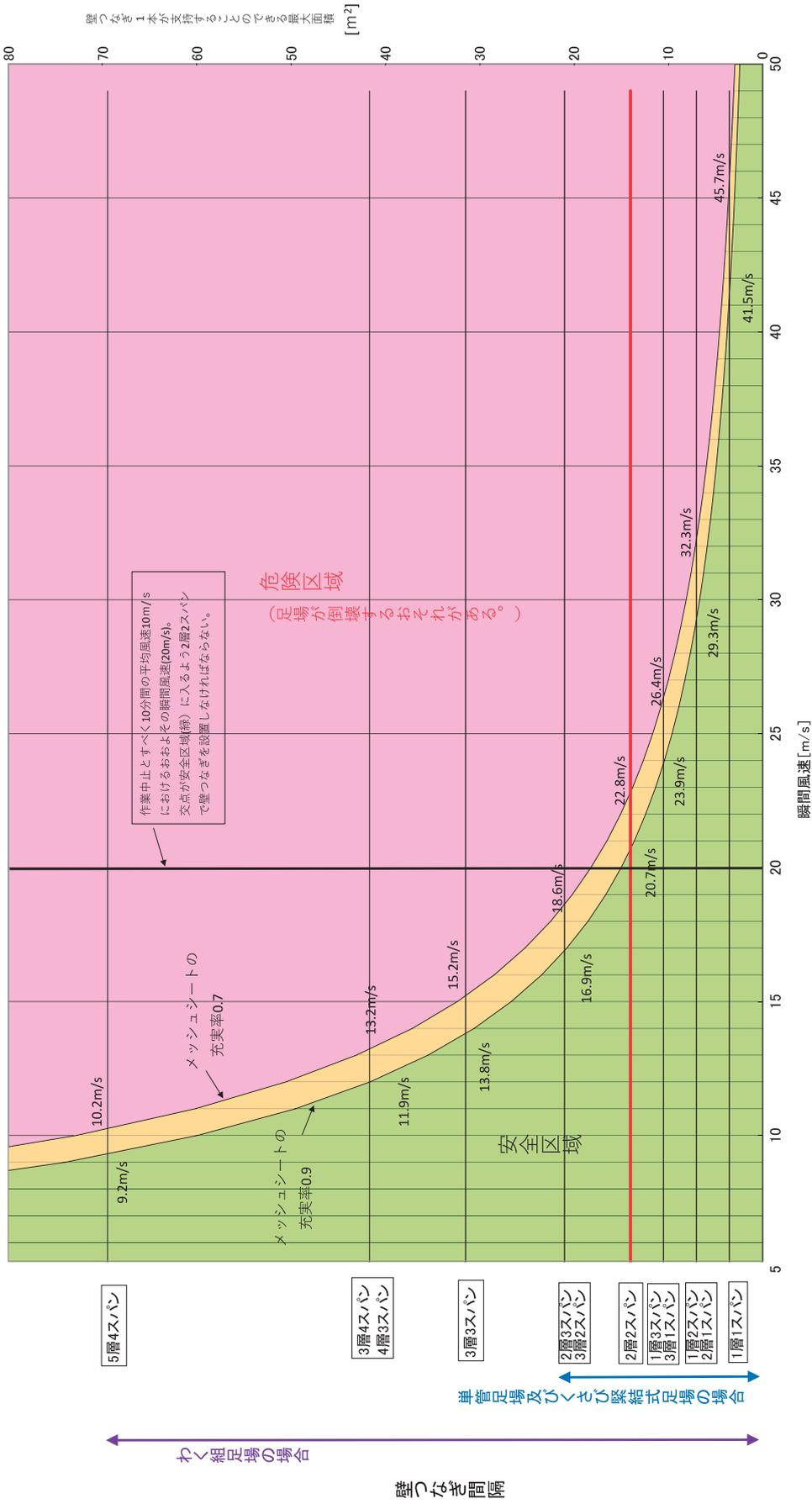
		点検基準等
一	床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	<ul style="list-style-type: none"> 床材の幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下か 床材と建地の隙間は12cm未満か つかみ金具の外れ止めはロック状態か
二	建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	<p>緊結部の緩みは足場全体の強度に大きく影響する</p> <ul style="list-style-type: none"> くさびは指定の位置まで確実に打ち込まれ、ガタツキがないか（経年品は新品よりくさび打ち込み量が深くなることに留意）
三	緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	<p>緊結材は可動部があり、組立時に大きな力が加わるため損傷や腐食が生じやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> ガタツキやサビがないか
四	足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無	<p>臨時に取り外した手すり等は、取り外す必要がなくなった後直ちに元の状態に戻す</p> <ul style="list-style-type: none"> 搬入作業等のため、手すりを外したままになっている箇所はないか 妻面に手すり、中さんが設置されているか 階段開口部に手すりが設置されているか

別添 1

製品別手すり先行システム足場点検表及びポイント図

No	メーカー	名 称	ページ番号
1	信和株式会社	SP システムを用いた本足場	P51
2	アルインコ株式会社	Style-A システムを用いた本足場	P53
3	アルインコ株式会社	アルバトロスシステムを用いた本足場	P55
4	アルインコ株式会社	アルバトロス AK システムを用いた本足場	P57
5	東阪工業株式会社、 JFE 機材フォーミング 株式会社	ファステックを用いた本足場	P59
6	株式会社タカミヤ	lq (アイキュー) SYSTEM を用いた本足場及び 型わく支保工	P61
7	光洋機械産業株式会社	lq (アイキュー) SYSTEM を用いた本足場及び 型わく支保工	P63
8	アサヒ産業株式会社	ミレニウムシステムを用いた本足場	P65
9	株式会社ダイサン	レポルトシステム A を用いた本足場	P67
10	日建リース工業株式会社	ND システム (ダーウィン) を用いた本足場	P69
11	平和技研株式会社	ロックシリーズ、ロックシリーズ FS を用いた 本足場	P71
12	株式会社三共	TOBILINE システムを用いた本足場	P73

別添5-図2 予想される瞬間風速に対応した壁つなぎ間隔（足場+メッシュシート）



注1) 使用する壁つなぎ用金具は構造規格を満足することを確認した仮設工業会認定品であり、かつ、壁つなぎ用金具と建物が適切に接合されていることが前提である。
 注2) 瞬間風速は気象庁発表の地上約10mでの最大瞬間風速の値である。
 注3) 本グラフは分かりやすくするため、わく組足場、単管足場及びくさび緊結式足場に適用できるよう、壁つなぎが負担する面積が最も大きくなる、いわゆる次世代足場（層高1.9m、スパン間隔1.829m）が耐えうるよう算出したものである。

【グラフの使い方】

- 過去のデータから、予想される台風の瞬間風速を想定し、上記グラフから、メッシュシートの充実率に応じた「危険区域（赤及び黄）」に入らないように、壁つなぎ間隔を設定する。
 なお、壁つなぎ用金具以外の壁つなぎで施工した場合等は、同等以上の性能を有するか、「改訂 風荷重に対する足場の安全技術指針」に基づき風荷重に対する足場の強度検討を実施しておくことが重要である。
- 実際に台風など強風が吹くことが考えられる場合、実際に設置してある壁つなぎ間隔と予想される瞬間風速から、足場が倒壊するおそれがあるメッシュシートの充実率に応じた「危険区域（赤及び黄）」に入るかどうか検討し、「危険区域（赤及び黄）」に入るときには、シートの巻き上げ、壁つなぎ又は補強材の増設等の強風対策を講じる。